
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.167 2019/5/10

1 有毒植物による食中毒防止の徹底について

4月25日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その内容は次の通り。

例年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生しています。本年も別添のとおり、イヌサフラン、スイセン等の有毒植物の誤食による食中毒事例（平成31年4月22日現在、事件数8件、患者数16名）が報告されており、患者の多くを高齢者が占めています。

つきましては、各都道府県等におかれては、食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう、地域広報誌等、高齢者の目にもとまりやすい各種メディアの活用や、高齢者施設等の関係団体を通じ、継続的に注意喚起を行うようお願いいたします。また、有毒植物の苗が、野菜の苗として販売されていた事例も複数報告されていることから、必要に応じ、農林部局等関係部局とも連携し、事業者に対する監視指導を行うようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000505290.pdf>

（参考）厚生労働省ホームページ

＝ 有毒植物による食中毒に注意しましょう

（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yudoku/index.html）

＝ 自然毒のリスクプロファイル

（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html）

2 「食品表示基準について」の一部改正について

5月7日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その内容は次の通り。また、これとは別に元号の改正に伴い関係する府令、省令の改正が行われている。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）が施行され、元号が「令和」に改められた。

これを踏まえ、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確化すべきと判断した点について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正した。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190507_0015.pdf

新旧対照表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190507_0016.pdf